

群馬県警察

総合交通センターで、技能試験を直接受ける方 (大型・中型免許)

◎ 受験資格

○ 中型免許の場合

20歳以上（年齢要件）で、現に普通免許等を受けており、その免許経歴（免許停止期間を除く。）が通算して2年以上（経験年数要件）の方

※ 令和4年5月13日改正道路交通法施行以降

受験資格特例教習（年齢要件が担保する自己制御能力と経験年数要件が担保する危険予測・回避能力を養成することを目的とした教習）修了者は、19歳以上で、現に普通免許等を受けており、その免許経歴（免許停止期間を除く。）が通算して1年以上の方

※ 中型免許を受験する場合は、あらかじめ中型仮免許又は大型仮免許を取得していること。

○ 大型免許の場合

21歳以上で、現に普通免許等を受けており、その免許経歴（免許停止期間を除く。）が通算して3年以上の方

※ 令和4年5月13日改正道路交通法施行以降

受験資格特例教習（年齢要件が担保する自己制御能力と経験年数要件が担保する危険予測・回避能力を養成することを目的とした教習）修了者は、19歳以上で、現に普通免許等を受けており、その免許経歴（免許停止期間を除く。）が通算して1年以上の方

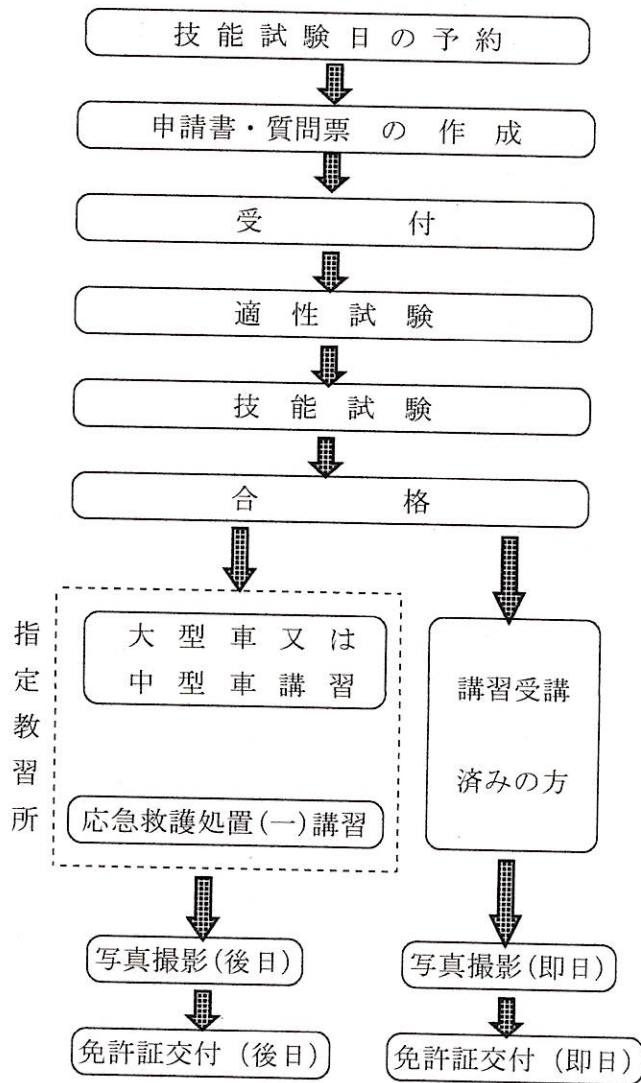
※ 大型免許を受験する場合は、あらかじめ大型仮免許を取得していること。

受付時間	試験日予約制(予約は平日9:00~16:00) 運転免許試験窓口又は電話で申し込んでください。 連絡先：技能試験係 (☎027-253-9300)
受付窓口	群馬県総合交通センター 2階 運転免許試験窓口

必要書類等	<ul style="list-style-type: none">○ 運転免許申請書（窓口で配布）及び質問票（記載台に備置き）○ 運転免許証及び表裏のコピー<ul style="list-style-type: none">(注) 運転免許証が破損・汚損して本人確認できない場合は、事前に再交付を受けて、新しい運転免許証を持参してください。(注) 記載事項に変更のある場合は、各地区交通安全協会又は総合交通センターで事前に変更してください。(注) 過去に運転経歴があり、現在お持ちの免許証の経歴が受験資格に満たない方は、運転免許経歴証明書が必要です。この証明書は、自動車安全運転センター（☎027-253-1102）で発行しています。○ 仮運転免許証○ 路上練習申告書（3月以内の練習）○ 申請書用写真2枚（取得時講習免除者は1枚） 縦3cm×横2.4cm 申請前6月以内に撮影 無帽、正面、上三分身、無背景※ 令和4年5月13日改正道路交通法施行以降 修了証明書（受験資格特例教習修了者） 他免種を受験済みで既に修了証明書を提出済みの方は、過去に受験資格特例教習を修了した旨を申し出てください。
-------	--

手 数 料	
受験手数料	4,100円
試験車使用料	2,500円
交付手数料	2,050円
計	8,650円

手続の順序



※ 免許証の即日交付は、午後1時から2時頃となります。ただし、その日の受験者数等の状況により免許証の交付時間は前後します。

問合せ先 運転免許課 学科試験係 027 - 253 - 9300